

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づく取組について

※川崎市子どもの権利に関する条例・・・制定:平成12年12月21日 施行:平成13年4月1日

1 川崎市の主な取組

(1)子どもの権利の広報（条例第6条）

子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、パンフレットやこども向けのリーフレット、動画等を作成



【出典】川崎市ホームページ

(2)川崎市子ども会議（条例第30条）

子どもが、自分たちの手で、子どもの権利やまちづくりなどに関する活動を行う「川崎市子ども会議」を平成14年に発足。小学校4年生から18歳までの「子ども委員」と、子ども委員を支える「サポーター(18歳以上)」で構成

子ども会議は、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。



【出典】川崎市ホームページ

(3)川崎市人権オンブズパーソン（条例第35条）

子どもは、「川崎市人権オンブズパーソン」に、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

【川崎市人権オンブズパーソン】

「子どもの権利の侵害」と「男女平等にかかわる人権の侵害」に対して、相談や救済の申立てができる機関（設置根拠:川崎市人権オンブズパーソン条例）

○人権オンブズパーソン・・・定数2名(任期3年) 大学教授兼弁護士 1名、 弁護士 1名

(4)川崎市子どもの権利に関する行動計画（条例第36条）

子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるために、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定

事務事業の進捗状況を把握し、計画期間の終了時に実施結果についての自己評価を行い、「川崎市子どもの権利委員会」に意見を求め、その結果を公表する。

(5)川崎市子どもの権利委員会（条例第38・39条）

子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関

市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議し、検証結果について市長その他の執行機関に答申する。

○権利委員会委員・・・10名(R7.9末現在) 大学教授、弁護士、子育て支援団体、市民委員他

2 北九州市の取組

(1)子どもの権利の周知啓発

①「子どもの権利啓発用ノベルティ(下敷き)」の作成

子どもの権利条約にうたわれている「子どもの権利」、「こどもまんなかスイッチ！」や「子ども基本条例」の記事を掲載し、11月を目途に小学6年生約9,000人に配付予定

②「24時間子ども相談ホットラインカード」への掲載

「24時間子ども相談ホットライン」の電話番号等を記載したカードに「子どもの権利」を掲載。幼稚園や保育所、学校等を通じて、子どもや保護者に約25.7万枚を配付

③ 子育て関連の発行物への掲載

・北九州市祖父母手帳(祖父母世代向けの孫育て本) 発行時期 11月予定

・北九州市こそだて情報(市の子育て支援の情報をまとめた冊子) 発行時期 3月予定

④「北九州市こども・子育て支援に関する市民アンケート」への掲載

子育て中の保護者、18～39歳の若者、中高生合わせて約7,000人を対象に今年5月に実施した市民アンケートの用紙の巻末に、「子ども基本条例」の記事を掲載

(2)みらい政策委員会

こどもの目線のまちづくりを進め、こどもが市政を考えるきっかけづくりに繋げることを目的に、選定された市内の小中高校からなる「みらい政策委員会」において、市の施策について検討し、市長へ提言することで、こどもたちの意見を事業に反映する取組

(3)「電話・Eメール・LINE」による相談

学校や友だち等のことで悩む子どもからの相談のほか、子育てに悩む親などからの相談を、専門の相談員による24時間電話で応じるほか、EメールやLINEでも受け付ける。